

ご存知ですか？ 身元保証人（身元引受人）について

● 身元保証は意外と身近な問題

高齢の方や独り身の方が、老人ホームに入居するとき
や病院に入院するとき…

このような場面で身元保証人（身元引受人）が必要と
なります。

身元保証は、意外と身近な問題になっています。



● 身元保証人についてご説明いたします



独り身で今後のことが心配…

子供はいるけど疎遠で、いざというとき頼めない…

そんなご不安がある方は、安心して老後が過ごせる
ようしっかり事前準備をしましょう。

ここでは、身元保証人（身元引受人）について
分かりやすくご説明いたします。

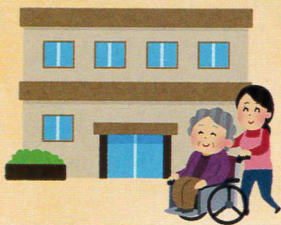
1. 身元保証とは？



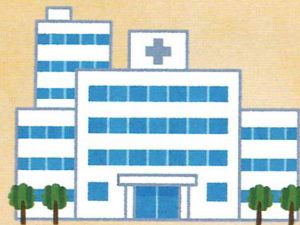
施設への入居や病院への入院の際に必要なとなるのが「身元保証人（身元引受人）」です。

家族と同じ役割を担う身元保証人ですが、近くに頼れるご家族がいない場合や身寄りがいない方にとって大きなハードルとなるのが「身元保証人（身元引受人）」の手配となります。

施設の入居



病院への入院



葬儀・供養を頼みたい



面倒を見てもらえる人がいない



身元保証人は、高齢者が日常生活を送るなかで様々な場面で必要となります。

また、身元保証人は、施設の入居時の身元保証人欄に名前を書きだけ、とお考えの方が多いかもかもしれませんが、**名前を記入して終わりではなく、実際は多くの対応や責任のある役割を求められます。**

ご自身の財産管理から病院での医師対応、葬儀供養の手配など**誰にでも頼める内容ではありません。**しっかりと身元保証人について考えていきましょう。

2. 身元保証人が必要になるのはどんな人？

お子様のいない
ご夫婦



未婚の方



家族に迷惑を
かけたくない方



お子様との
関係性が悪い方

顔も見たくない！



お子様が
遠方にいる方



認知症が不安な方



配偶者が亡くなり
独り身になった方



施設に入居した後に
当初の身元保証人が
対応できなくなった方



離婚をされて
お子様と疎遠の方



身元保証人の手配が、必要となる方は意外と多いことが分かります。上記にあてはまる方で、信頼して身元保証人をお願いできる人がいない場合には、専門家に相談してしっかりと事前準備をしていきましょう。誰に身元保証人を頼むか、しっかりと事前準備をしましょう。

3. 身元保証はどんな時に必要？



身元保証はどのような場面で必要となるのでしょうか。

身元保証人は、生活の支援、施設への入居時、医療の同意、病院への入院時、ご本人が亡くなったとき、と様々な場面で求められます。

身元保証人をお願いできる人がいない場合には、こうした場面になってから、必要になって急いで手配するのではなく、あらかじめ専門家に相談して準備しておくことが大切です。



生活の支援

ご本人の生活をサポートするために次の様な対応が身元保証人に求められます。

具体的に…

- ケアプランの確認
- 薬の変更、確認
- 往診医の判断の確認
- 小口の補充
- 健康状態の確認
- お金の管理

施設の方からの連絡の対応をしたり、小口の補充等適宜連絡を取り合うことができる人を身元保証人として立てる必要があります。



施設への入居時

老人ホームや施設に入居する際に身元保証人が求められます。近年はご高齢の方が身元保証人になることをご遠慮いただいたくような施設も多くなりました。

ご高齢の夫婦二人で生活されている場合、お互い以外の身元保証人を見つけなくてははいけない状況も見受けられます。

具体的に…

- **身元保証人・連帯保証人**

施設費用を代わりに支払いができる人。家族のように医療や介護の方針確認ができる人。

- **施設の移転手続きの際**

施設の方と連携して移転手続きの対応ができる人。





医療の同意



終末期では、本人自身に意識がない、あるいは意識があっても判断能力がない状態が多く、その場合、医療の現場では、家族や親族にその判断を任せられるのが通常です。近くに身内の方がいない場合は、身元保証人となっている人にその相談が行く形となるケースが大半です。

具体的に…

- 治療方針を医師に伝える
- 手術の同意
- 容態急変時の緊急駆け付け対応

医師との治療方針の確認対応ができない人は身元保証人の役割を果たせません。



病院への入院時



医療費の支払いや緊急事態の対応のために身元保証人が求められます。事前に誰に頼めるか検討しましょう。

具体的に…

- 入院手続き（入院時の頭金 5 ～ 10 万円の支払い）
- 本人に代わって病状の説明
- 退院時の医療費などの精算

病院の入退院の手続きで、病院に訪問して対応ができない方が身元保証人になってしまうと、病院にも施設にも大きな迷惑をかけてしまうほか、当人も退院できなく困るケースがあります。



ご本人が亡くなったとき



ご本人が亡くなったとき、医師とともに死亡確認をし、身元の引き受けをする身元保証人（身元引受人）が必要となります。

具体的に…

- 死亡確認
- 死亡診断書の受け取り
- 葬儀社の手配

こうした役割は関係性が遠い親戚や知り合いにとっては、非常に負担の大きい手続きとなります。名前だけ書いてもらったような場合、対応を断られてしまうケースもあり、大きな問題となってしまいます。



葬儀・供養の手配



身近に家族や親族がいない方、身寄りがない方は、どのような葬儀や供養を望むのか、誰に葬儀の手配をお願いするのか、またその費用をどのように準備するのかを事前に決めておくことが必要になります。

具体的に…

- 葬儀方式の確認 ● 葬儀費用の支払い
- 火葬後の納骨先の確認 ● 供養の方式の確認

ご逝去後に速やかに上記の手続きを行える人が必要となります。方針を身元保証人に伝えておかないと、お墓の扱いなどでトラブルになりかねません。



死後事務手続き



ご本人が亡くなった後は、入院費用や介護施設利用料、ご葬儀、供養費用などの各種費用の精算をする必要があります。その他にも介護施設の荷物の片づけや行政機関への各種届出等様々な手続きを行わなければなりません。

これらの手続きを家族に頼めない方、身寄りのない方は、事前に誰にお願いするか決めておきましょう。

具体的に…

- 住宅や施設の部屋の片づけ ● 医療費の精算
- 年金受給停止手続き ● 高額医療費の還付
- 電気・ガス・水道等のライフラインの解約手続き
- 各種行政手続き

このような手続きは2～3か月にわたって、30～50時間かかるちょっとした量の仕事になります。ご家族にお願いできない場合にはしっかりと身元保証人にお願いするようにしましょう。



後見人ではなく、なぜ身元保証人なの？

ご本人の判断能力がない場合には後見人が対応しますが、判断能力がある人には後見人は立てられません。

判断能力があっても、入院時や高齢者施設への入居時の対応等を頼める人がいない場合は、誰かしらに身元保証人をお願いする必要があります。

後見人は、判断能力がある方には立てられないほか、客観的な第三者としての立場が求められるため、高齢者の方の「身元保証人」や「連帯保証人」に就任する事はできません。また将来の後見人である任意後見契約人の場合も同様になります。



施設担当者のお困りごと。…身元保証人ではなく「任意後見人」が就任しているケース

任意後見人は、後見が開始していなければ、なんの権限もないうえに、死後の葬儀供養の対応や施設の部屋の片づけなど、死後の事務代行に関する権限がありません。そのため任意後見人では、ご本人がお亡くなりになってしまったあとのご遺体の引き取り、葬儀・供養、最後の医療費の精算、施設の片づけやクリーニング、年金等の行政手続きに対応できません。



施設も介護を通じて本人の生活をサポートすることはできますが、上記のような事務手続きは施設担当者も対応できませんので、施設担当者は死後の事務代行も含めてきちんと対応ができる身元保証人を必要としております。

※施設担当者は、葬儀供養や死後の事務手続きなどの身元保証人の仕事を代行できません。

4. 死後の事務手続きはどんなもの？

■ 葬儀供養



- 死亡確認(立会い)
- 死亡診断書の手配
- 火葬許可証の手配
- 葬儀社の手配(身元引取り)
- 葬儀社に依頼、斎場との調整
- 関係者への連絡(指定がある場合)
- 葬儀供養の日程連絡
- 葬儀(火葬)の立会い ※必要な場合は収骨
- 納骨または埋葬

■ 費用の支払い代行



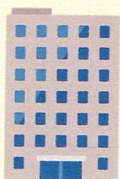
- 入院費用の支払い
- 葬儀会社への支払い
- 火葬場で火葬料の支払い
- 埋葬費用(永代供養料)の支払い ※指定の霊園や寺院
- 介護施設への支払い
- 光熱費、携帯電話料金等の一切の支払い ※未払い分や請求分の対応

■ 住居の明け渡し、遺品整理



- 住宅や高齢者施設の家財処分対応(業者選定・見積確認) ※お部屋立会い
- 遺品整理業者の作業中立会い、貴重品の確認
- 明け渡し確認
- 修繕費やハウスクリーニング費用の確認
- 敷金の戻り金の確認
- 電気、ガス、水道、携帯電話、NHK、新聞等のライフラインの解約手続き

■ 行政手続き ※住民票地の市区町村役場と年金事務所に行き、手続きを行います



- 健康保険証(後期高齢者医療保険証)の返納
- 葬祭費の請求
- 払い過ぎた医療保険料の返還請求
- 払い過ぎた医療費の返還請求
- 年金受給停止手続き(年金事務所)
- 未支給年金の受給手続き
- 介護保険料の返納手続き
- 払い過ぎた介護保険料の返還請求
- マイナンバーの返納手続き
- 身体障害者手帳の返納手続き

■ その他の手続き等



- クレジットカードの解約手続き
- 各種会員カード等の解約手続き
- 換価可能な貴重品等がある場合、遺言執行手続きに引き継ぎ
- クレジットカード利用残金や未払い費用等の確認、遺産からの精算手続き
- 相続人や関係親族への報告
- 監督団体への業務完了報告

5. 身元保証人になれる人、なれない人



家族と同等の多くの役割を担うのが身元保証人です。

ここではその身元保証人になれる人、なれない人を一緒に確認しましょう。

身元保証人は、必ずやってくるもしもの時にきちんと対応できる方である必要があります。

身元保証人欄に
名前だけ書いたら
いいと思っている方



高齢の兄弟



高齢の配偶者



遠方の親戚



後见人



健康なご家族
(ご子息など)
または
信頼できて
お近くにいる親戚

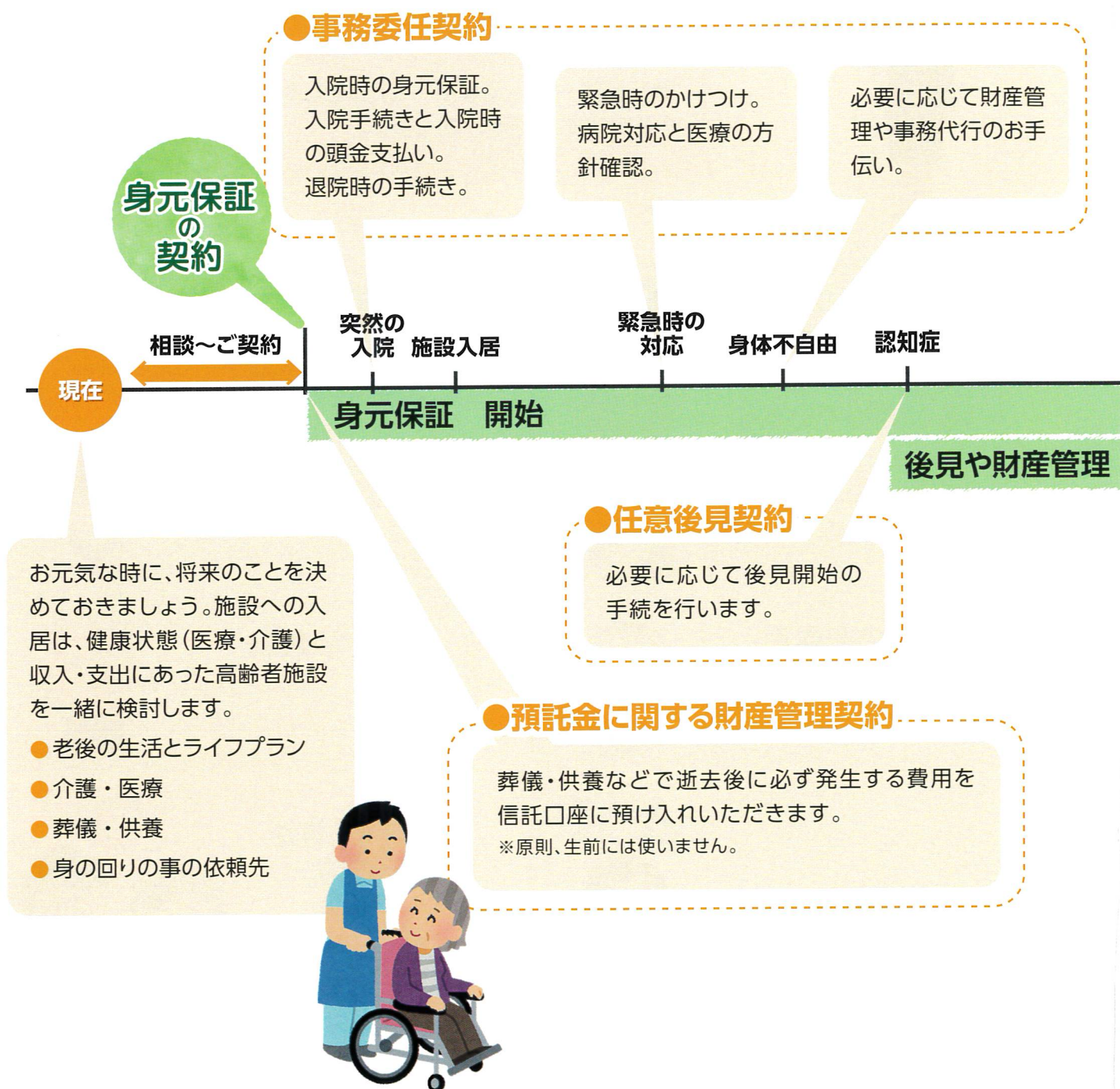


身元保証人は、ご本人の生活をサポートするため、多くの対応や手続きをする必要があります。

身元保証人を頼もうと考えていた方が、上記の×や△に当てはまる場合は、早めに専門家に相談しておきましょう！

6. 身元保証人のお仕事

終末期～ご逝去後の事務手続きや精算業務は、およそ 150 ～ 200 時間かかります。



身元保証人のお仕事は、ご本人がお元気なところから、年齢とともに老いが進み、緊急の入院対応、終末期のお手伝い、医師との面談、ご逝去の葬儀や供養、全ての精算手続きにわたる、家族と同じ対応が求められます。

●医療、介護等に関する
「いざというときの意志表示」宣言

入院の手続き、各種のお手伝い。医師との医療方針の確認。

●死後事務委任契約

契約している葬儀社のプランにて火葬の手配。火葬・収骨後に供養の手配（納骨）。



●財産管理契約

葬儀・供養の終了後に信託口座から費用のお支払い指示。

終末期の入院

ご逝去

火葬 供養

葬儀供養の精算

業務完了

死後事務手続き

相続手続き（遺言執行）

開始

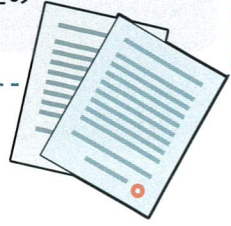
医師とともに死亡確認。
必要に応じて親族への連絡。
身元引き受け手配。

●死後事務委任契約

- 死亡届と火葬埋葬手続き
- 年金手続きと介護保険関連手続き
各種還付手続き
- 施設の解約、遺品整理
- 各種サービスの解約手続き
- 親族等の対応

●公正証書遺言

- 戸籍収集 ● 相続関係図
- 財産調査と目録作成
- 最後の医療費や賃料など、負債と請求の対応
- 遺言書で指定された先に経費を精算のうえ、お振込み



終末期～ご逝去後の事務手続きや精算業務は、およそ **150～200 時間と膨大な時間**がかかります。
人に頼みづらいことが、たくさんありますが、放置しておくとな大な負担を残すことになります。
専門家に相談してきちんと身元保証人をたてるようにしましょう！

7. 身元保証のためのご契約

きちんとした身元保証業務を担当するために
6つの契約書を作成します



任意後見契約



将来、認知症などでご自身の判断能力が低下した場合に備えて、身上監護・財産の管理に関する事務の委任契約を結びます。

任意後見契約は対象となる高齢者の方が認知症等により、判断能力が低下し、安心・安全の生活が送れなくなってしまう場合に、法律上の手続や生活の支援を誰にお願いするかを事前に決めるものです。



事務委任契約



身の回りの事務代行や各種支払い代行などのお手伝いが法的にできるように事務委任契約を結びます。

お手伝いにおいては、必要に応じて通帳や証書などの書類をお預かりするほか、銀行に対して代理人届を提出し日常的な支払いがスムーズにできるようにいたします。

・事務委任契約を結ぶのと同時に小口口座の開設をします。



公正証書遺言



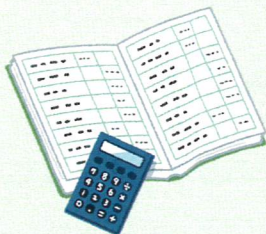
ご自身の相続財産（不動産・預金等）を「誰に」「どんなものを」相続させるのかを決めることができます。

必ずしも遺産分割協議をする必要がなくなるため、相続させたい方に渡すことができます。

遺言執行者で、精算事務手続きをする人を指定し、亡くなった後の手続きがスムーズにいくようにしましょう。



財産管理契約



身体が自由に動かなくなってきた場合や、老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などに入居する際に、施設に預貯金などを持ち込まず、個別の任意契約を信頼できる第三者と結んで、財産の管理を依頼する契約です。

- 信託口座を開設し、ご逝去後に必要となる費用の預け入れをします。



死後事務委任契約



死亡後に発生する手続きは非常に多岐にわたります。お願いできるご家族やご親族がいない場合には、死後事務委任契約を通じて、葬儀供養、その他の各種事務手続きを誰に担当してもらうのか決めておく契約になります。

- 葬儀供養の手配
- 介護施設の解約や家財の処分
- 年金停止手続きや行政機関への各種届出



医療・介護に関する、いざという時の意思表示宣言



自分の医療や介護に関することを自分で意思表示できなくなったときに備えて、ご自身の医療方針を残しておく宣言となります。ここでは、誰に意思表示を代行してもらうかも明示します。

- 具体的な医療や治療方針の指示

終末期医療や介護について、その方針や希望を細かくお聞きし、契約書を作成いたします。

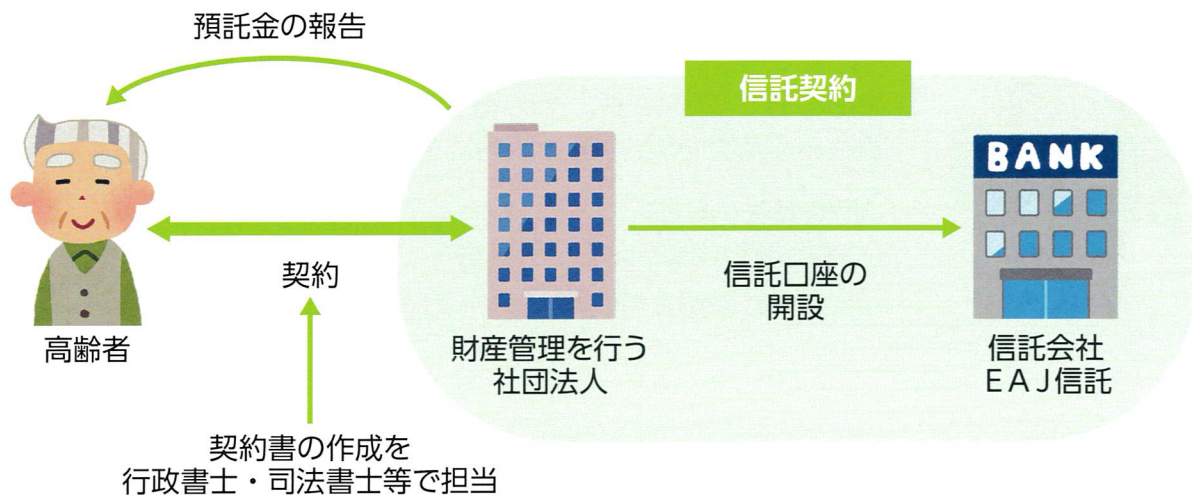
6つの契約書をすべて、公平な立場にある公証人を介して「公正証書」で作成いたします。安心できる内容で、しっかり作成しましょう！
契約を通じて家族と同じお手伝いができるようになるようにします。

8. 信託口座でお預かり



ご逝去後に必要となる費用をお客様専用の信託口座でお預かりします。

信託会社を利用することで、お客様の財産は法律によって保護され、より安全に預託金を保管・管理することができます。原則的に口座をロックしたまま、ご逝去のタイミング以外には払い出しはいたしません。



信託口座への預託金の内訳

- 葬儀・供養の支払い費用 250,000 円～ 500,000 円 ※葬儀・供養の方針による。
- 施設の部屋の片づけ・家具の処分費用 100,000 円 ※施設の場合
- 死後の事務手続き一式 報酬 200,000 円～
- 相続手続き、負債の精算 300,000 円～

上記の預託金 100 万円～ 200 万円を事前に信託口座に預け入れをします。

9. よくあるトラブル

⚠ 残った財産は全額を身元保証会社に寄付

高齢者から財産の全額を身元保証団体に寄付することが前提となっていることがあります。ご相続人の方からみると、判断能力が下がった高齢者の方に寄付を促したのでは、といった大きな疑惑をもたらしてしまう事や、相続トラブルに発展してしまう事も少なくありません。本協会では、そのような高齢者からの直接的な寄付行為はお受けしていません。



⚠ 個人の法律家が単独で身元保証人を担当

個人の専門家が単独で身元保証人を担当する場合、チェック機能がなく、横領や不正な使い込みが発生するといった事案が発生しています。

信託口座をつかう事や第三者機関（弁護士、税理士、公認会計士など）のチェックを受けて管理する仕組みを活用されることをおすすめいたします。



⚠ お墓を残したまま

身寄りがいない方で、お墓を残したままお亡くなりになってしまうと、お墓の管理をする方がおらず、いわゆる無縁墓となってしまいます。残された身元保証人としても、他人のお墓の処分には、親族の意向確認など多大な労力を費やすこととなります。墓じまい等の準備をしっかりとしましょう。

